

●●●「e-Tax(イータックス)」に関連する税制改正 ●●●

インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステム(電子申告)

●大法人の電子申告義務化

(対象法人の範囲)

(対象税目)

法人税及び地方法人税・消費税及び地方消費税

(適用年度)

2020年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

1. 法人税及び地方法人税
  - ①内国法人のうち、その事業年度開始の時ににおいて  
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
  - ②相互会社、投資法人及び特定目的会社
2. 消費税及び地方消費税
  1. の法人に加え、国および地方公共団体

●個人の方の所得税について

改正1

青色申告特別控除額が変わります!(現行 65万円 → 改正後 55万円)

基礎控除額が変わります! (現行 38万円 → 改正後 48万円)

※所得に応じて控除額は減少します

さらに!

改正2

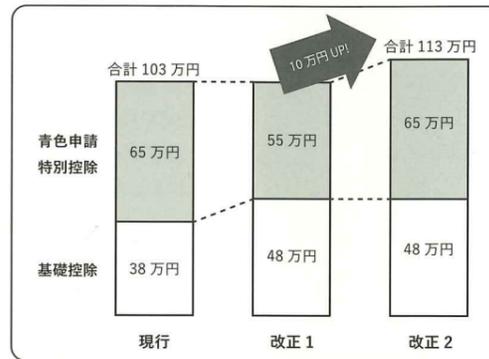
e-Taxによる申告(電子申告)又は、電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

(適用年分)

2020年分の確定申告から適用

○65万円の控除を受けるための要件

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ①複式簿記               | ①e-Taxによる申告(電子申告) |
| ②申告書に貸借対照表と損益計算書を添付 | または               |
| ③期限内申告              | ②電子帳簿保存           |



※10万円の青色特別控除に改正はありません。これまでと同様となります。

お知らせ

「税制研究」No.76(再刊第36号)が8月末に発行されます。  
購入ご希望の方はFAXにてお申し込み下さい。FAX: 03-3359-4434

誠に勝手ながら 8月13日(火)~8月16日(金) 夏期休業いたします。

経営の信条

わたしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所  
〒160-0008  
東京都新宿区四谷三栄町12番5号  
ライラック三栄ビル2階  
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 清水事務所  
〒424-0847  
静岡県静岡市清水区大坪1丁目7番23号  
東海税研ビル3階  
TEL. 054-347-1218

◆ 川越事務所  
〒350-0053  
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24  
TEL. 049-223-1259

◆ 四谷 税研ビル  
〒160-0008  
東京都新宿区四谷三栄町4番10号  
税研ビル  
株式会社 税制経営研究所  
公益財団法人 谷山治雄記念財団  
TEL. 03-3351-7401

あとがき

東京オリンピックのチケット抽選も終わり、いよいよ来年に向け気運が高まってきました。スケートボードなどの新種目も魅力的です。ところで、最近日本でも注目されているスポーツに「eスポーツ」があります。「eスポーツ」とはエレクトロニック・スポーツの略でコンピューターゲーム等を使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。世界の競技人口は1億人以上といわれ、アメリカでは既にプロの組織が確立されています。韓国や中国でも日本とは桁違いの市場規模だそうです。これがそもそもスポーツか否かといった議論はありますが、将来はオリンピックの新種目になるかもしれません。10月には全国eスポーツ選手権が茨城県で開催されるそうです。新時代の未来型スポーツに注目! (横内)

# 税研ネットワーク

ITMG 税制経営研究所  
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階  
TEL 03-3359-4731 http://www.zeiken.org/



長野県燕岳(撮影 田中克巳)

## 政治と税

代表社員 荒川 俊之

「税=政治であり、政治=税であり、税を極めれば国家体制の問題である」

中央大学法学部名誉教授 富岡幸雄先生のお言葉です。

G20で議論され、今話題となっているGAFANAなどに対する課税が問題となっているのは、各国(ドイツなど一部の国を除く)の財政状況が悪いなか、GAFANAなどは莫大な利益を上げながら応分の税金(法人税負担率10~15%)を支払っていない事が問題視されているからです。

巨大営利企業に対する課税の方法が問題になるもう一つの理由として、今までの「実体経済」から、インターネット上で取引が行われるいわゆる「デジタル経済」への変化が挙げられます。インターネットに接続出来さえすれば、いつでもどこでも企業活動が出来るのです。

このデジタル企業に課税する方法は大きく消費課税か、所得課税かと言われており、どのように課税するかが問題となります。

いずれにしても、企業(個人を含む)が税を負担出来る能力に応じて、納税するという考え方が重要であると思います。

最近における様々な「節税スキーム」は、行き過ぎた租税の回避行為であり、各国の法人税の引き下げ合戦の影響が大きいと思われる。

どこの国がどのように課税するか、どの国も納得がいく合意は非常に困難です。仮に世界政府又は世界徴税機関を設立出来たととしても、最終的な再配分をめぐる数々の争いが起きるのではないのでしょうか。

まさに税は政治そのものと言えますし、税は国家体制を写すものと言えます。

持続可能な豊かな国家を創るのは我々自身であることをしっかり自覚しなければなりません。

我々は新たな課税方法を創り出す岐路に立っているのではないかと思います。

# 民法改正TOPICS

## 相続法改正の概要

### 主な改正民法の施行スケジュール

2019年	1月	●自筆証書遺言の作成の容易化
	7月	●預貯金払戻し制度の創設 ●配偶者に対する自宅の生前贈与が遺産分割の対象外に ●介護した親族の金銭的請求権の発生 ●遺留分減殺請求の金銭債権化
2020年	4月	●配偶者居住権の創設
	7月	●自筆証書遺言保管制度の創設

### 自筆証書遺言の改正ポイント

- 1. 自筆証書遺言の作成の容易化**

これまで自筆証書遺言はすべて遺言者自身が手書きしなければいけませんでしたが、今回の改正によって、財産目録部分に限り、パソコン等で作成したり、銀行通帳のコピーや登記簿謄本等を目録として添付することができるようになりました。
- 2. 自筆証書遺言の保管制度の創設**

自筆証書遺言を作成した方は、法務局に遺言書の保管を申請することができます。遺言者の死亡後に相続人や受遺者は、遺言書の保管の有無の確認及び遺言書の内容の閲覧請求をすることができます。

### その他の重要な改正ポイント

- 1. 預貯金払戻し(仮払い)制度の創設**

**現行制度** 遺産分割が終了するまでの間は被相続人の預金の払い戻しができませんでした。  
**新制度** (1)「相続開始時の預貯金の額×1/3×払戻しを行う相続人の法定相続分」まで単独で払い戻しが可能(金融機関ごとに150万円が限度)になりました。  
(2)必要性が認められる場合には家庭裁判所の判断で仮払い(上限なし)が認められるようになりました。
- 2. 配偶者居住権の創設**

「配偶者居住権」とは被相続人の家に住んでいた配偶者に限り、相続開始後、終身または一定期間、配偶者が家に住み続けることができる権利として創設されました。



※配偶者居住権が2,000万円と算定される場合

上記のように、現行制度では配偶者が居建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまうますが、配偶者居住権の創設によって、配偶者は自宅での居住を継続しながら他の財産も取得できるようになります。

# 税制改正TOPICS

## 消費税法改正の概要

### 消費税法改正のチェックポイント

2019年10月1日から施行される消費税率10%への引上げ・軽減税率制度は全ての事業者に影響があります。

<b>消費税率等</b>	標準税率 10% (消費税率7.80%、地方消費税率2.20%) 軽減税率 8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)				
<b>軽減税率の対象品目</b>	●外食・酒類を除く飲食料品 ●週2回以上発行される定期購読の新聞				
<b>帳簿及び請求書等の記載と保存</b>	請求書等保存方式(現行)から「区分記載請求書等保存方式」(2019年10月1日~2023年9月30日)を経て、「適格請求書等保存(インボイス)方式」(2023年10月1日~)が導入されます。 <table border="1"> <tr> <td><b>区分記載請求書等保存方式</b></td> <td><b>適格請求書等保存(インボイス)方式</b></td> </tr> <tr> <td>現行の請求書等の記載事項に以下を加えます。 1. 軽減税率対象資産の譲渡等である旨 2. 税率ごとに合計した対価の額(税込)</td> <td>区分記載請求書等の記載事項に以下を加えます。 1. 適格請求書発行事業者の登録番号 2. 税率ごとの消費税額及び適用税率 ※税率ごとに合計した対価の額は税抜又は税込で記載</td> </tr> </table>	<b>区分記載請求書等保存方式</b>	<b>適格請求書等保存(インボイス)方式</b>	現行の請求書等の記載事項に以下を加えます。 1. 軽減税率対象資産の譲渡等である旨 2. 税率ごとに合計した対価の額(税込)	区分記載請求書等の記載事項に以下を加えます。 1. 適格請求書発行事業者の登録番号 2. 税率ごとの消費税額及び適用税率 ※税率ごとに合計した対価の額は税抜又は税込で記載
<b>区分記載請求書等保存方式</b>	<b>適格請求書等保存(インボイス)方式</b>				
現行の請求書等の記載事項に以下を加えます。 1. 軽減税率対象資産の譲渡等である旨 2. 税率ごとに合計した対価の額(税込)	区分記載請求書等の記載事項に以下を加えます。 1. 適格請求書発行事業者の登録番号 2. 税率ごとの消費税額及び適用税率 ※税率ごとに合計した対価の額は税抜又は税込で記載				
<b>中小事業者の税額計算の特例</b>	基準期間の課税売上高が5,000万円以下で、売上又は仕入を税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、税額計算の特例があります。(2019年10月1日~2023年9月30日)				

### キャッシュレス・消費者還元事業制度

2019年10月1日以降、キャッシュレス還元事業の加盟店でキャッシュレス支払いをした消費者にポイント還元等の実施と対象店舗へのキャッシュレス決済の導入を支援する制度です。

#### <支援内容>

- ・消費者還元率5% (フランチャイズ等の場合は2%)
- ・決済事業者へ支払う加盟店手数料率を3.25%とし、対象期間中は国がその1/3を補助
- ・負担ゼロで端末導入(1/3を決済事業者、残り2/3を国が補助。フランチャイズ等を除く)

#### <補助の対象>

<b>製造業その他</b>	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
<b>卸売業</b>	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
<b>小売業</b>	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
<b>サービス業</b>	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

※保険医療機関、保険薬局、介護サービス事業者等は対象になりません。  
※上記の定義に該当する場合であっても、登録申請時点において確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小、小規模事業者は補助の対象外です。

#### <期間>

2019年10月1日から2020年6月30日までの9ヶ月間

#### <対象外となる取引>

新築住宅の販売・自動車(新車・中古車)の販売・商品券・切手類・代金引換サービス等

#### <消費者還元の方法>

原則として、決済事業者が決済額に応じたポイント又は前払い式支払手段を消費者に付与する方法により行います。